

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	令和 2 年度
計画主体	湯川村

湯川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 湯川村産業建設課農業振興係
所 在 地 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 1 8 番地
電 話 番 号 0 2 4 1 - 2 7 - 8 8 4 0
F A X 番 号 0 2 4 1 - 2 7 - 3 7 6 1
メールアドレス sangyo@vill.yugawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カワウ、ハクビシン
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	湯川村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カワウ	淡水魚	200千円 (0.1t)
ハクビシン	コイ、フナ、ウグイ	0円 (0a) ※1
	野菜 スイカ、トウモロコシ	

※1 ハクビシンによる被害は、主に自家消費野菜であり、被害額、被害面積を把握できていない。

(2) 被害の傾向

<p>本村における野生鳥獣の生息状況は、主にカワウが山都営巣地より飛来し、河川での被害発生区域も広範囲になってきている。</p> <p>カワウについては、近年その群れが増加傾向にあり、5～10月にかけて漁業組合で放流している稚魚等が被害を受けている。</p> <p>稚魚放流については、この被害等を受けてアユの放流をやめ、現在はコイ、フナ、ウグイのみとなったため被害自体は以前より減少している。</p> <p>ハクビシンについては、広範囲に生息しており夏から秋にかけて農作物等への被害が見受けられるが、自家消費野菜の被害が大きく、被害額、被害面積を把握できていない。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
農作物被害額（ハクビシン）	0円	0円
水産物被害額（カワウ）	200千円	100千円

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
農作物被害面積（ハクビシン）	0a	0a
水産物被害量（カワウ）	0.1t	0.05t

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・湯川村有害鳥獣駆除隊（以下駆除隊）を組織し、駆除活動に取り組んでいる。 ・駆除方法 <ul style="list-style-type: none"> カワウ：銃器 ハクビシン：箱わな ・捕獲後の処理方法 <ul style="list-style-type: none"> カワウ：焼却 ハクビシン：埋却 	<ul style="list-style-type: none"> ・駆除隊員の今後の高齢化により、後継者の育成が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取組	<p>カワウに対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いとして、ロケット花火や爆竹等で威嚇活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・追い払いはその場では有効であるが、追い払われた鳥獣が移動先で同様の被害をもたらすことがあるため、地区で連携した組織的な活動が必要である。

(5) 今後の取組方針

湯川村の被害対策の基本方針は、野生鳥獣の生息地となりうる不作付地等の土地所有者を含む地域住民による緩衝地帯の設置などに取り組み、人と野生鳥獣との本来あるべき棲み分けを目的とした対策に取り組むものとし、テープ張り等の対策を基本としつつ、駆除隊による銃・わなによる捕獲を被害対策の柱とする。

また、住民意識の向上と理解・協力を得つつ、関係機関との連携を図るとともに、捕獲活動にあたる駆除隊の高齢化が進む中、急務となっている狩猟者の育成のために必要な対策を講じる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>本村に住所を有する狩猟免許所持者の中から、村長が駆除隊員として委嘱を行い、駆除隊を組織する。</p> <p>捕獲については、湯川村と駆除隊が、捕獲時期、捕獲場所等について協議し、実施する。</p> <p>(隊員 2名、令和2年4月1日現在)</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	カワウ ハクビシン	・鳥獣を捕獲する人材の育成 講習会への積極的な参加及び駆除隊員同士の意見交換を行う。
令和4年度	カワウ ハクビシン	・鳥獣を捕獲する人材の育成 講習会への積極的な参加及び駆除隊員同士の意見交換を行う。
令和5年度	カワウ ハクビシン	・鳥獣を捕獲する人材の育成 講習会への積極的な参加及び駆除隊員同士の意見交換を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ハクビシン及びカワウは、福島県第12次鳥獣保護管理事業計画（福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県カワウ管理計画（第3期計画）に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カワウ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画（福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画（福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画（福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。

ハクビシン	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。
-------	--	--	--

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
カワウ	捕獲手段：銃器による捕獲とする。 捕獲予定箇所：阿賀川流域(湯川村大字佐野目周辺) 捕獲実施時期：6月中旬から7月中旬
ハクビシン	捕獲手段：箱わなによる捕獲とする。 捕獲予定箇所：湯川村全域(被害が大きい地区を重点とし、必要最小限とする。) 捕獲実施時期：4月下旬から10月下旬

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
なし	なし	なし	なし

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	カワウ ハクビシン	カワウ・ハクビシンについては、追い払い活動の徹底や緩衝地帯の設置により、効果的な被害防止に努める。 地域住民の自衛意識を促すよう、村広報等により鳥獣被害防止に関する情報提供を行う。

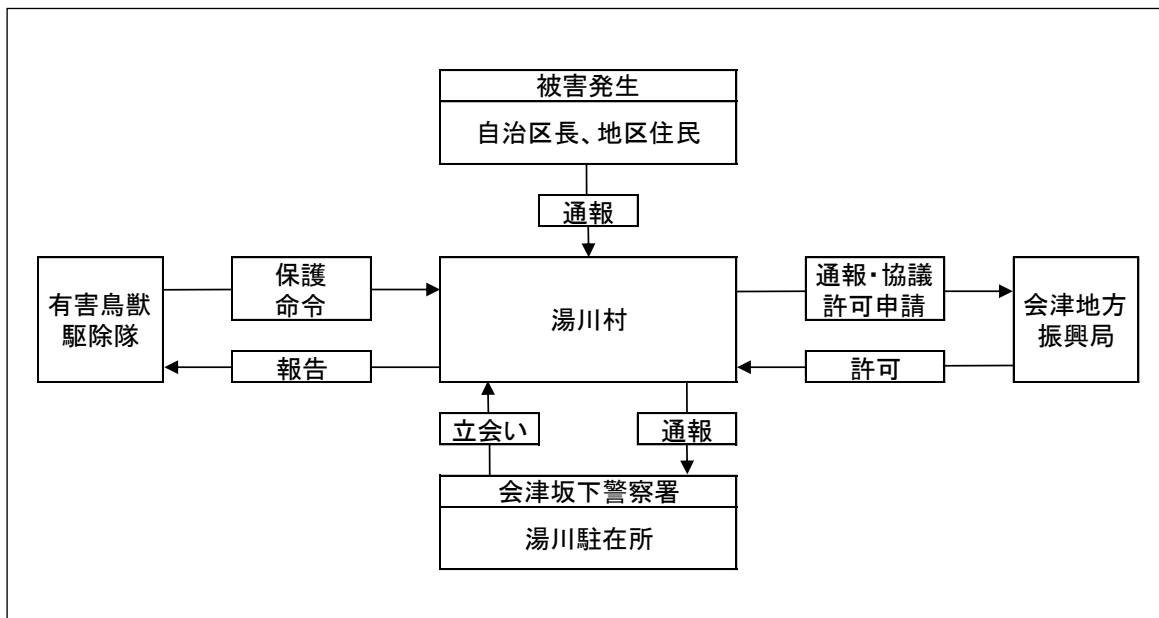
令和 4年度	カワウ ハクビシ ン	カワウ・ハクビシンについては、追い払い活動の徹底や緩衝地帯の設置により、効果的な被害防止に努める。 地域住民の自衛意識を促すよう、村広報等により鳥獣被害防止に関する情報提供を行う。
令和 5年度	カワウ ハクビシ ン	カワウ・ハクビシンについては、追い払い活動の徹底や緩衝地帯の設置により、効果的な被害防止に努める。 地域住民の自衛意識を促すよう、村広報等により鳥獣被害防止に関する情報提供を行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湯川村	被害状況の確認と住民への注意喚起及び被害防止の実施の他、必要に応じて捕獲許可を行う。
有害鳥獣駆除隊	捕獲許可が下りた有害鳥獣の捕獲作業に従事する。
会津地方振興局	村に対する許可、助言等を行う。
会津坂下警察署	住民への注意喚起を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カワウについては、焼却処分とする。
ハクビシンについては、村が管理する敷地内への埋設とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

村内では食肉としての需要がなく、捕獲数の少なさから村外への出荷等も難しいため、焼却または埋却処分とする。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	湯川村鳥獣被害防止対策協議会（仮称）
構成機関の名称	役 割
湯川村	事務局及び会計を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
会津よつば農業協同組合 湯川支店	農作物被害の発生に応じ、当該地域における営農指導及び情報提供、防除技術指導を行う。
阿賀川漁業協同組合	淡水魚等の被害発生の情報提供を行う。
福島県猟友会両沼支部	野生鳥獣の生息・生態の情報提供、捕獲技術の伝達を行う。
湯川村有害鳥獣駆除隊	野生鳥獣の生息・生態の情報提供や捕獲方法の助言等を行い、捕獲業務の実施にあたる。
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理の立場から、諸活動への助言・指導と情報提供を行う。
湯川村区長会	被害状況の情報提供及び、地域住民への伝達・連絡を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
会津農林事務所（農業振興普及部） 〃 （会津坂下農業普及所）	農作物の鳥獣被害防止対策の技術的指導等を行う。

会津地方振興局（県民環境部）

鳥獣の保護管理・狩猟等の指導、助言等を行う。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名 称：湯川村有害鳥獣駆除隊

構成員：２名（村長が委嘱する。）

役 割：村内でカワウ等が発生した場合に、銃器による追い払い等を行う。
また、狩猟期間中には村と連携して狩猟区域の見回り等を行う。

（４）その他被害防止対策施策の実施体制に関する事項

なし

９．その他被害防止施策に関し必要な事項

隣接する市町村や関係機関と連携を図る。